濃厚接触者等一時待機施設使用基準

（目的）

この基準は、新型コロナウイルス感染症に関わり、自主的に退避、待機を希望する方の一時的に滞在できる「濃厚接触者等一時待機施設」を提供する事業を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

施設を使用できる対象者は、市内に住所を有して、単身生活者以外の方で、次に掲げる方

(1) 保健所から濃厚接触者として 14 日間の健康観察を指示された方又はその家族等で、携帯電話等の連絡手段があり、食事等の身の回りのことを自身で行うことができる方

(2) 保健所の指導の下で行うＰＣＲ検査の実施又は結果を待っている方又はその家族等で、携帯電話等の連絡手段があり、食事等の身の回りのことを自身で行うことができる方

(3) 上記以外で、やむを得ない事情があると判断される方

（使用施設）

濃厚接触者等一時待機施設（3 戸）のうち、市が指定する施設

（使用期間）

使用できる期間は次のとおりとする

(1) 原則として、最大 14 日間

(2) 保健所から指示されている経過観察期間

(3) 保健所の指導の下で行うＰＣＲ検査の実施又は結果を待っている期間

（使用の許可）

施設を使用する場合は、本基準及び「濃厚接触者等一時待機施設の使用について」を確認の上、あらかじめ、濃厚接触者等一時待機施設使用申請書（様式 1）を提出し、市長の許可を得なければならない。

市長は使用の目的又は管理上支障があると認めたときは、その使用につき条件を付すことができる

（使用の不許可）

市長は、施設を使用する方が、次のいずれかに該当すると認めたときは、使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき

(2) 施設及び設備その他の物件を毀損又は滅失するおそれのあるとき

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 6 号に規定する暴力団員及び三笠市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び第 3 号に規定する暴力団員等であるとき

(4) その他施設の運営上適当と認めがたいとき

（使用許可の取り消し等）

市長は、次のいずれかに該当するときは、直ちにその使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

なお、使用許可の取り消し等によって生じた使用者の損害に関し、賠償の責めを負わない。

(1) 使用者が使用許可の条件に違反したとき

(2) 使用者がこの基準に違反したとき

(3) 公益上又は施設の管理運営上やむを得ない事由が生じたとき